

令和元年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会會議録

第245回定例会

12月26日開会

12月26日閉会

第245回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和元年12月26日(木曜日)

第245回仙南地域広域行政事務組合議会定例会 令和元年12月26日(木)

出席議員(16名)

1番 小川正人君	2番 佐久間儀郎君
3番 渡邊誠君	4番 星守夫君
5番 佐藤長成君	6番 松崎良一君
7番 管原研治君	8番 村上満君
9番 佐藤貴久君	10番 丸山勝利君
11番 遠藤実君	12番 佐藤洋治君
13番 高橋たい子君	14番 平間奈緒美君
15番 真壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 一條功君

欠席議員(2名)

17番 菊池修一君 18番 一條功君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 大友喜助君
理事 山田裕一君	理事 事務上英人君
理事 小閑幸一君	理事 事務清志君
理事 大沼克巳君	理事 事務修作君
助役 岩間利裕君	教育長 船迫則君
監査委員 佐藤長壽郎君	会計管理者 水戸卓司君
総務課長 阿部和之君	企画財政課長 向山恒雄君
滞納整理課長 佐藤誠記君	介護保険課長 関場幸江君
業務課長 阿部直樹君	消防長 咲間定実君
次長 村上雅浩君	管理課長 半澤正勝君
警防課長 佐久間幸男君	指令課長 梅津祐二君
教育次長 加藤雅章君	業務課長補佐 宍戸清人君

事務局職員出席者

事務局長 大内豊君 書記 佐藤真由美君

議事日程

令和元年12月26日(木) 午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 第15号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号））
- 第6 第16号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 第17号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 第18号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 第19号議案 仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第20号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第10 第21号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 第22号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）

午前11時16分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

第15号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号））

第16号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第17号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第18号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

第19号議案 仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

第20号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

第21号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

第22号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）

午前10時 開会

○議長（小川正人君） これより、第245回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めております。

本日の会議に17番菊池修一君、18番一條功君から欠席の届出があります。

ただ今の出席議員は16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議はあらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（小川正人君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度、丸森町議会議員の改選に伴い、組合規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、17番菊池修一君、18番一條功君を指定いたします。

なお、12月2日付で丸森町議会議長となられました菊池修一君、12月10日付で丸森町議会において組合議員に選ばれました一條功君でございますが、二人とも本日、欠席の届出があります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（小川正人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、7番菅原研治君、10番丸山勝利君の両君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（小川正人君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小川正人君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 諸報告

○議長（小川正人君） 日程第4、諸報告を行います。

先ほど、議席の指定の際に説明のありましたように、丸森町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、12月18日付けで一條功君を指名選任したので御報告申し上げます。

また、議会運営委員会の委員長が空席となっておりましたが、去る12月24日の議会運営委員会におきまして、蔵王町議会選出議員の松崎良一委員が選任されております。

これに伴い空席となった議会運営委員会副委員長には、大河原町議会選出議員の丸山勝利委員が選任されましたので御報告いたします。

監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(小川正人君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) おはようございます。宜しくお願ひしたいというふうに思っております。

本日ここに、第245回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議を煩わすことができることに、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。先般行われました丸森町議会議員選挙に際しまして、めでたく御当選されるとともに、当組合議会議員に選任されました丸森町の菊池修一議員及び一條功議員におかれましては、ただ今、議席の指定を受けられ、改めまして御就任のお祝いを申し上げます。

今後の御協力、御支援をよろしくお願ひ申し上げます。

行政報告といたしましては、はじめに、令和元年台風第19号に伴う災害復旧関係であります。

はじめに、災害ごみの受入れについてであります。台風第19号の影響により発生した災害ごみの総量は、構成市町の推計で、圏域全体で60,000トンを超え、そのうち可燃性廃棄物は約24,000トンと見込まれております。組合におきましては、圏域内で発生した大量の災害ごみに対応するため、10月13日から仙南クリーンセンターにおきまして、1,000トンを緊急受入れ分とし、災害ごみの受入れを開始し、施設外周や多目的広場にも災害ごみの仮置きを行ったところであります。しかし、10月29日時点で緊急受入れ分をはるかに超える1,903トンの災害ごみが搬入されたことから、翌30日から構成市町からの災害ごみの受入れを、災害ごみの1日の処理可能量である1日当たり20トンに制限し、受入れを行ったところであります。その後、11月11日からは構成市町からの受入れを1日当たり10トンとし、残り10トンの枠で仙南クリーンセンター内に仮置きした災害ごみの処理を行っているところであります。

なお、仙南クリーンセンター内に仮置きした災害ごみにつきましては、来年3月末を目途に処理を終了する予定であり、4月からは構成市町からの災害ごみの受入れを1日当たり20トンに戻し、受け入れることとしております。

次に災害ごみの処理手法についてであります。理事会といたしましては、災害ごみを処理するに当たり、仙南クリーンセンターにおける焼却処理に加え、旧角田衛生センターごみ処理施設の再稼働、仮設焼却炉の設置、国や県の調整による県内外の自治体などの広域的な支援による処理方策の推移などを見極め、構成市町と協議・調整を行いながら検討を行ってまいりました。

その結果、旧角田衛生センターごみ処理施設の再稼働につきましては、早期着手が見込めない上に多大な経費が掛かる見込みであること、また、仮設焼却炉の設置につきましても、同様の状況が想定されたことから、これらの処理手法につきましては断念することいたしました。このことから、災害ごみの処理手法といたしましては、仙南クリーンセンターにおける焼却処理に、国及び県の調整による広域処理を加えた方法で行うことと決定したところであります。

当組合といたしましても、災害ごみの早期の処理完了に向け、万全の体制で取り組んでまいりますとともに、引き続き、構成市町と連携を図りながら、国に対する財政支援や宮城県に対する広域処理支援の拡充を強く要請してまいりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、台風第19号により被害を受けた組合施設への対応状況についてであります。はじめに、西側斜面で土砂崩れが発生した仙南最終処分場についてであります。現在、応急対策工事として、崩落危険のある樹木を伐採し、側溝及び埋立地内に流れ込んだ土砂の撤去を行っており、来年3月末には完了する見込みであります。

この斜面等の本復旧につきましては、現在、専門業者による地盤調査及び設計を行っており、来年度から本復旧に係る工事を施工する予定しております。また、仙南最終処分場の埋立地内に土砂や雨水が流れ込んだことによりまして、施設内に浸出水が発生しております。この浸出水につきましては、ポンプによるくみ上げを行い、現在、施設内の水槽に保管しているところですが、今後、早期に処理するため、仙南クリーンセンター等による処理の他、他施設への協力を依頼するなどの調整を行っているところであります。

次に、斎苑関係の対応状況であります。白石斎苑におきましては、東側法面の土砂崩れにより待合室等が浸水する被害がありましたが、既に土砂の撤去、法面の再整形を行い、浸水した待合室や廊下のカーペットの交換も終了し、今後は中庭の復旧を行う予定しております。

次に、雨水が側溝からあふれ出したことにより破損した柴田斎苑の北側駐車場の外構につきましては、地盤整形等の応急措置が終了し、今後は排水路等の復旧を行うこととしております。白石・柴田斎苑の復旧工事につきましては、来年2月末には完了する予定とし

ております。

また、あぶくま斎苑におきましては、斎苑北側に隣接する丸森町林道の法面が崩落したことにより、斎苑用地内に土砂が流れ込む被害がありました。この法面崩落に伴う復旧方法等につきましては、現在、丸森町と協議を行っているところであり、その協議が整い次第、速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、床上浸水した角田消防署丸森出張所についてであります。現在、出張所庁舎の災害復旧工事を行っており、指令装置の復旧を含め今年度内に完了する予定としております。また、出張所庁舎が使用不能となりましたことから、丸森町の御支援、御協力により、本年11月6日から既存庁舎に隣接する同町の「まるもりふるさと館」の2階に出張所機能を移転し、災害復旧工事に余り支障のない既存庁舎の車庫を使用しながら消防業務に従事し、住民の安心・安全の確保に努めているところであります。

なお、これらの災害復旧などに係る一般会計補正予算につきましては、早急に復旧工事に取り掛かる必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしたところであります。本議会定例会に専決処分に係る議案を提案しておりますので、よろしくお取り計らいお願ひ申し上げます。

次に、白石斎苑建替整備運営事業についてでありますが、現在、旧施設の解体工事が終了し、駐車場の整備等を行っているところであります。台風第19号による災害がありましたことから、復旧工事と併せて施工することとなります。今後とも、議員各位の御支援、御協力を賜りますようお願ひ申し上げます。

最後に、高規格救急自動車の更新配備についてであります。消防車両につきましては、消防車両整備計画に基づき順次整備を進めているところであります。本年度は、角田消防署に配備しておりました高規格救急自動車が、取得後、10年が経過し、老朽化が著しいことから更新を図り、本年11月28日から運用を開始したところであります。

以上、御報告いたします。

○議長（小川正人君） 以上で報告は終わりました。

日程第5 第15号議案 専決処分の承認を求めるについて（令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号））

○議長（小川正人君） 日程第5、第15号議案、専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（小川正人君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第15号議案、専決処分の承認を求めるについて提案理由の御説

明を申し上げます。

本議案は、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、10月29日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものであります。

補正予算の内容としましては、令和元年台風第19号による災害廃棄物の処理に要する経費や被害を受けた組合施設に係る災害復旧工事費等を追加する緊急性の高い補正予算であります。

早急に補正予算を編成し、災害復旧に取り掛かる必要がありましたことから、専決処分を行ったものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第15号議案の詳細説明を申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。専決処分書になります。

令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしたものでございます。専決処分日は、令和元年10月29日でございます。

ここで、別冊になりますが、表紙の左上に専決処分と記載されております令和元年度予算書（10月補正）をお願いいたします。

こちらの1ページをお開き願います。今回の補正につきましては、歳入歳出予算及び地方債について補正したものでございます。

まず、予算の規模ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,065万4,000円を追加し、補正後の予算総額を54億7,547万円としたものでございます。

2ページお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。3款国庫支出金に1億2,690万6,000円、6款繰入金に6,764万8,000円、9款組合債に1億4,610万円をそれぞれ追加したものです。

3ページお願いいたします。歳出です。

4款衛生費に9,634万7,000円、5款消防費に1,766万7,000円を増額し、新たに9款災害復旧費として2億2,664万円を追加したものです。

8・9ページお願いいたします。まず、歳入の詳細でございます。上段の3款1項1目衛生費国庫補助金では、台風被害で発生した災害廃棄物の処理に伴う補助金として4,664万円を追加。また、3目災害復旧費国庫補助金として、被災した仙南最終処分場の法面等応急対策工事などの補助金として8,026万6,000円を追加したものです。

中段の6款繰入金は、今回の補正に必要な財源として、財政調整基金からの繰入れ6,764

万8,000円増額しております。

下段の9款組合債では、災害復旧債として被災した白石・柴田の両斎苑、仙南最終処分場、丸森出張所の復旧に伴う災害復旧債として合計1億4,610万円を追加したものです。

10・11ページお願ひいたします。次に、歳出の詳細でございます。上段4款1項1目保健衛生総務費、下段の4款2項1目清掃総務費においては、災害対応等や衛生処理施設の土日等における災害廃棄物の受入れ対応に係る職員の時間外勤務手当等を追加したものでございます。

また、2目のじん芥処理費においては、災害ごみ受入れ処理に係る委託料として9,387万5,000円を増額したものです。内訳といたしましては、仙南リサイクルセンターの施設運転管理委託料として100万6,000円、仙南クリーンセンターの運営委託料などで9,286万9,000円を増額したものです。

12・13ページお願ひいたします。5款消防費でございます。

台風19号による、救助活動や人命捜索活動など災害活動を行ったことによる時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当として合計1,749万1,000円を増額したものございます。

また、災害活動に要した各緊急車両の燃料代として13万2,000円を増額。

さらに、丸森出張所の仮事務所移転費用といたしまして、電話や無線機移設手数料として4万4,000円を増額したものです。

14・15ページお願ひいたします。新たに9款として災害復旧費を追加しております。

まず、9款1項1目保健衛生施設等災害復旧費といたしまして、白石斎苑の法面等災害復旧工事、柴田斎苑の外構等災害復旧工事、以上2事業で844万8,000円を追加しております。

次に2項1目廃棄物処理施設災害復旧費といたしまして、仙南最終処分場の雨水浸入防止シートの修繕、法面等復旧調査設計委託及び法面等応急対策工事を含め合計で1億6,053万2,000円を追加いたしております。なお、法面等の本復旧工事につきましては、調査設計後に、改めて予算計上することとしております。

次に3項1目消防庁舎災害復旧費といたしまして、丸森出張所の庁舎及び指令装置等の復旧工事に加え、庁用備品購入を含め、合計で5,766万円を追加しております。

前に戻っていただきまして、4ページにお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。新たに災害復旧事業を追加したものです。内訳といたしまして、保健衛生施設、廃棄物処理施設、消防庁舎の復旧事業以上3事業に係る地方債1億4,610万円を限度額としております。

以上が、専決処分いたしました令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(小川正人君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長（小川正人君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長（小川正人君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第15号議案、専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 第16号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの
給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小川正人君） 日程第6、第16号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で
常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（小川正人君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第16号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上
げます。

本年8月、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員に関する給与改定を勧告
しております。この勧告に鑑み、国は一般職の給与法を改正し、特別職の給与法について
も一般職に準じた改正を行っております。このことから当組合助役の期末手当について、
国に準拠した改定を行うものであります。なお、詳細につきましては、担当課長より説明
させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第16号議案、組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に
に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。
この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、人事院勧告に鑑み、国に準拠し、助役
の期末手当の支給率の改定を行うものでございます。

参考資料の1ページをお開き願います。条例改正の新旧対照表になります。

まず、第1条関係になります。第4条で定めております期末手当につきまして、100分
の5、0.05月の引上げを行い、年間の支給月数を3.35月から3.40月にいたそうとするもの
であります。

なお、本年度の支給に当たりましては、引き上げました0.05月分を本年12月に支給する期末手当に配分しようとするものであります。

次に、その左の第2条関係の新旧対照表を御覧願いたいと思います。第1条関係の改正におきまして、期末手当の引上げ分を12月に支給する期末手当に配分しましたが、来年度以降の支給に当たりましては、それを6月期及び12月期において均等に支給するために、支給月数を100分の170、1.70月に改めるものです。なお、第1条関係につきましては公布の日から施行し、本年12月1日から適用、第2条関係は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願ひいたします。

○議長（小川正人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小川正人君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入れます。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小川正人君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第16号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第16号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第17号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小川正人君） 日程第7、第17号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（小川正人君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第17号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。国は、人事院勧告に基づき一般職の国家公務員について、初任給及び若年層の給料月額の引上げを行い、また、ボーナスについても同様に引き上げる給与の改定を実施いたしております。

このことから、当組合におきましても、国及び構成市町に準じ、本年4月に遡り、一般

職職員の給料表を改定するとともに、勤勉手当の支給割合等を改定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第17号議案、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を行います。

この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、人事院勧告に伴い、国及び構成市町に準じ、一般職職員の給料表、ボーナスなどの改定を行うものであります。

参考資料の2ページをご覧願いたいと思います。第1条関係の新旧対照表となります。

第1条関係では、第21条第2項第1号におきまして、ボーナスの支給割合の改定を行っております。再任用職員以外の職員につきまして、100分の5、0.05月の引上げを行い、ボーナスの支給月数を年間4.45月から4.50月にいたそうとするものです。なお、本年度の支給に当たりましては、引上げ分を12月に支給する勤勉手當に配分しようとするものであります。

次に、参考資料の3ページから8ページまでになりますが、給料表の改定を行っております。給料表につきましては、初任給及び若年層の給料月額を全体で平均0.1パーセント引き上げるよう、別表第1、行政職給料表及び別表第2、消防職給料表の改定を行うものであります。

次に、9ページの第2条関係の新旧対照表を御覧願いたいと思います。まず、第11条になりますが、住居手当につきまして、その支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げる改定を行うものであります。なお、今回の改定により住居手当の支給要件に該当しないこととなる職員、又は住居手当の月額が2,000円を超える減額となる職員につきましては、附則によりまして、1年間、所要の経過措置を設けることといたしております。

次に、12ページをお開き願いたいと思います。第21条の勤勉手当になりますが、第2項第1号を御覧願います。第1条関係の改正におきまして再任用職員以外の職員に係るボーナスの引上げ分を12月に支給する勤勉手當に配分しましたが、来年度以降の支給に当たりましては、それを6月期及び12月期において均等に配分するため、支給月数を100分の95、0.95月に改めるものでございます。

また、第21条の右側になりますが、第18条の2を追加しております。今回の人事院勧告に伴う改正に併せまして、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法の規定に準じた計算方法に改めるため、1条追加するものであります。これまでには、国家公務員法に準拠して定めておりましたが、地方公務員は労働基準法が適用となるため、労基法に準拠した計算方法に改めるものです。そのほか、条文の整備を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、第1条関係の給料表の改正は平成31年4月1日

から、勤勉手当に係る改正は本年12月1日から適用し、第2条関係は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいいたします。

○議長（小川正人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小川正人君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小川正人君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第17号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を探決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第18号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び
仙南地域広域行政事務組合職員の旅費支給に関する条例の一部を改正
する条例

○議長（小川正人君） 日程第8、第18号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（小川正人君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第18号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、不当に差別されないよう、欠格条項そのほかの権利の制限に係る措置の適正化等が図られたところであります。このことから、地方公務員法が改正され、職員の欠格条項を定めた規定から成年被後見人等が削除されたことに伴い関係する条例を改正するものであります。なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第18号議案、組合職員の給与に関する条例及び組合職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

参考資料の14ページを御覧願います。第1条関係の組合職員の給与に関する条例の一部改正に係る新旧対照表となります。地方公務員法で定める職員の欠格条項から成年被後見人等が削除されたことから、職員が成年被後見人等になったとしても、当然に失職することがなくなりました。このことから、成年被後見人等による失職に係る文言を削除する改正を行うものでございます。次に、17ページを御覧願います。こちら第2条関係の組合職員の旅費支給に関する条例の一部改正に係る新旧対照表となります。職員の欠格条項として成年被後見人等を定めておりました地方公務員法第16条第1号が削除され、同条第2号から第5号までが1号ずつ繰り上がりましたことから、御覧のとおり改正をするものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願ひいたします。

○議長（小川正人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小川正人君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小川正人君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第18号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第18号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第19号議案 仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例

第20号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長（小川正人君） 日程第9、第19号議案、仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びに第20号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君）　はい。

○議長（小川正人君）　滝口理事長。

○理事長（滝口茂君）　第19号議案、仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びに第20号議案。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、第19号議案でありますが、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年法律第29号の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることとなっております。このことから、会計年度任用職員の給与等について必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものであります。

次に、第20号議案でありますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、当組合の関係条例の条文の整備を行う他、所要の改正を行うため整備条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君）　続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君）　第19号議案、組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びに第20号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の2議案について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

理事長の提案理由にありますとおり、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入され、全国的に非常勤職員等はこの制度に基づく任用に移行することになります。

このことから、第19号議案になりますが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定し、必要な事項を定めるものであります。

議案書の14ページを御覧願います。

まず、第1条では、この条例の趣旨を定めております。次に、会計年度任用職員は、我々職員と同一の時間を勤務するフルタイム会計年度任用職員と短時間勤務するパートタイム会計年度任用職員がございます。第2条では、そのフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の給与をそれぞれ定めております。

次に、第3条から第6条までは、フルタイムの職員の給料について定めており、別表として給料表を定めるとともに、一般職職員に準じた給料の支給方法等を定めております。

次に、15ページ以降になりますが、第7条から第15条までは、フルタイムの職員に支給可能な手当を明示するとともに、一般職職員の支給基準を踏まえ支給することを定めております。

次に、17ページの第16条では、フルタイムの職員の給与の減額について定めております。会計年度任用職員は、雇用から6か月経過しないと年次有給休暇を付与されないため、勤務時間中に勤務しないときは、給与額を減額するための規定を設けるものでございます。

次に、18ページになりますが、第17条では、パートタイムの職員の報酬について定めております。月額、日額などの報酬の額を定めております。

次に、第18条から第22条まではパートタイムの職員に支給可能な、手当に相当する報酬を明示するとともに、一般職職員の支給基準を踏まえ支給することを定めております。20ページになりますが、第23条ではパートタイムの職員の期末手当について、支給基準を定め、一般職員の支給基準を踏まえ支給することを定めております。

次に、21ページになりますが、第24条から第26条までは、報酬の支給や報酬の減額について定めております。第27条では、休職中の会計年度任用職員には給与を支給しないことを、第28条では、会計年度任用職員が公務のため旅行をする場合に支払われる旅費等につきまして一般職職員の旅費の例により支給することを定め、第29条では、一般職職員の通勤手当に相当するパートタイムの職員の通勤に係る費用弁償を定めております。

23ページになりますが、第30条では、規則への委任規定を定めるものでございます。

ここで、別表を御覧願います。これはフルタイム会計年度任用職員の給料表となっております。

まず、一般職の給料月額ですが、定例又は補助的な事務に従事するフルタイムの職員を雇用するときは、この給料月額を適用しようとするものでございます。1号給から5号給まで定めており、行政職給料表の1級1号俸から5号俸までを基としてこのように定めております。ただし、当組合において来年度この一般職に該当する会計年度任用職員を雇用する予定はございません。

次に、専門職のところを御覧願います。専門職として知識経験を必要とする事務に従事する職員に係る給料月額を定めております。これは、国的一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条に規定されている俸給表の2号俸を基に、専門職の1号給の給料月額を42万2,000円と定めております。ただし、この42万2,000円の給料月額を支給してフルタイム会計年度任用職員を雇用することはありません。この専門職の42万2,000円という給料月額は、パートタイムの会計年度任用職員として雇用する予定であります。

当組合滞納整理課の滞納整理指導員を想定して定めるものであります。滞納整理指導員はこれまで税務署職員のO.Bの方に委嘱しており、これまで、非常勤の特別職として報酬を支払っておりましたが、今回の会計年度任用職員制度の導入に伴い、職の整理を行った結果、滞納整理指導員については非常勤特別職に該当しないこととなり、会計年度任用職員として雇用することになります。現在、滞納整理指導員は月8日勤務していただいておりますので、滞納整理指導員の報酬につきましては、この専門職の給料月額42万2,000

円を基にし、1日の勤務時間及び一月の勤務日数から報酬月額を計算し、その金額でパートタイムの会計年度任用職員として雇用する予定としているところであります。あくまでも、専門職の給料月額は、パートタイム会計年度任用職員として雇用することになる滞納整理指導員を想定して定める給料月額であります。

続きまして、第20号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてであります。会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまでの臨時・非常勤職員が会計年度任用職員へ移行することと成ります。

また、予算上の賃金が削除されるなどの措置がとられております。このことから、関係条例の条文の整備を行うため本条例を制定し、既存の7本の条例を改正しようとするものであります。なお、この二つの条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願ひいたします。

○議長（小川正人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小川正人君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小川正人君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第19号議案、仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第19号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第20号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 第21号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第3号)

第22号議案 令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化セン

タ一特別会計補正予算(第2号)

○議長（小川正人君）　日程第10、第21号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号及び第22号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君）　はい。

○議長（小川正人君）　滝口理事長。

○理事長（滝口茂君）　第21号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号及び第22号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の補正予算でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,589万8,000円を追加し、予算の総額を55億2,136万8,000円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要でありますが、歳入予算では、し尿処理施設の延命化事業として実施している角田衛生センター生し尿貯留槽の延命化工事が起債の対象となったことから組合債を増額するとともに、ごみ処理手数料及び仙南クリーンセンターの売電収入において增收が見込まれることから増額補正を行っております。

そのほか、分担金及び負担金におきまして、市町負担金を1,622万4,000円減額するとともに、徴税費及び衛生費負担金において前年度の実績割の精算、消防費負担金では基準財政需要額の精算を併せて行ったところであります。

次に、歳出予算では、人事院勧告に伴う人件費の補正を行い、入札執行残などの減額を行いました他、将来における財政負担の軽減を図るため財政調整基金への積立金を計上いたしております。

次に、債務負担行為の補正では、本年度末で契約期間が満了する有料指定袋製造保管・配達委託料外2件の債務負担行為を追加するものであります。次に、地方債の補正では、し尿処理施設延命化事業を追加するとともに、消防施設整備事業では入札執行残により限度額を変更する補正を行うものであります。

最後に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算でありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万円を減額し、予算の総額を1億5,232万3,000円にいたそうとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君）　続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君）　それでは、理事長の命によりまして、第21号議案及び第22号議案の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。第21号議案令和元年度仙南地域広域行政事務

組合一般会計補正予算第3号でございます。今回の一般会計補正予算第3号ですが、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債について補正するものでございます。

歳入歳出予算につきまして、既定の予算に4,589万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ55億2,136万8,000円といたそうとするものでございます。

はじめに10・11ページお願ひいたします。1款分担金及び負担金でございます。補正額は、1,675万1,000円を減額しております。内訳といたしましては、市町負担金が1,622万4,000円の減額、消防費の財源となっております東日本高速道路株式会社負担金が、救急隊1隊当たりを維持する経費の引下げにより52万7,000円減額となったものでございます。

中段の市町負担金内訳書を御覧願います。

はじめに総務費です。人事異動等の理由により人件費の減といたしまして、500万円を減額しております。

次に、徴税費です。平成30年度の徴収金額及び移管件数の確定により精算を行ったものです。

次に、白石斎苑です。289万1,000円の減額しております。これは、旧白石斎苑と新白石斎苑の負担市町が異なることから、旧白石斎苑に係る分を清算したもので、白石市と蔵王町の負担金をそれぞれ減額したものであります。

続いて、仙南リサイクルセンター及び仙南クリーンセンターにつきましては、ごみ搬入量の実績割精算によるものです。また、し尿処理施設では、搬入量実績確定に伴い精算を行った他、し尿処理施設の延命化事業が、起債事業となったことから、起債充当相当額を市町負担金として減額するものでございます。

消防費の負担金については、令和元年度基準財政需要額の確定に伴い精算を行ったものでございます。基準財政需要額に対する組合消防費の負担金の割合は、当初が70.99パーセントで、今回の確定で71.14パーセントとなっております。

最後に教育費負担金ですが、こちらにつきましては、人事異動等の理由により人件費分といたしまして166万7,000円を増額するものです。以上が市町負担金の内容となります。

次に、市町負担金以外の歳入の補正の主なところを説明いたします。12・13ページお願ひいたします。

2款使用料及び手数料では、1,805万7,000円を増額しております。1項2目1節の斎苑使用料では、上半期において圏域外に住所を有する方の斎苑利用が多かったことなどから63万8,000円を増額、また、2項2目1節の清掃手数料では、仙南クリーンセンター及び仙南リサイクルセンターにおいて、上半期実績及び下半期からのごみ処理手数料の料金改正に伴い増額が見込ることから1,731万2,000円増額、さらに、家庭ごみ処理手数料として、両センターあわせまして、上半期の増加分538万5,000円を増額するものです。

14・15ページお願ひいたします。上段5款財産収入の主なものは、2項1目の物品売払収入のうち、仙南リサイクルセンターで処理をしているペットボトルの売却単価の値上が

りにより、資源回収物売扱代として242万8,000円の増額を見込んでおります。

下段の6款繰入金1項1目財政調整基金繰入金では、仙南リサイクルセンターにおいて、ごみ処理手数料及び資源回収物売扱代、ペットボトルの収入増加が見込める事から、500万円を減額、また、仙南最終処分場にあっては、防災調整池の浚渫工事の財源としておりましたが、台風の影響により施工できない状況から工事費相当額を減額、さらに、し尿処理施設においては、延命化事業に係る入札執行残及び起債充当額とあわせて7,000,000円を減額するものです。

16・17ページお願ひいたします。上段の8款諸収入では、4,995万4,000円の増額です。主に仙南クリーンセンターの売電収入で4,951万1,000円の増額を見込んでおります。この増額となった要因でございますが、ごみ処理量の増加に伴い、仙南クリーンセンターの2号炉の稼動日数、236日から294日、58日間が増加となることや、仙南最終処分場からの掘り起こしごみの中止により、より売電単価の高い比率のごみ質に、性状変化が見込める事などから、増額とするものでございます。

下段の9款組合債では、850万円追加しております。し尿処理施設の延命化事業が起債事業となったことから、新たに衛生債に930万円を追加するとともに、消防債については、事業費確定に伴い80万円を減額するものです。以上が歳入の補正の内容でございます。

続きまして歳出の補正でございます。主なものの説明とさせていただきます。18・19ページお願ひいたします。

1款議会費では、議会において、一般質問者席の確保を図る必要がある事から、演台やマイク等の備品購入費として48万3,000円を追加するものです。

20・21ページお願ひいたします。2款総務費の一般管理費では、735万9,000円を減額するものです。主に人事異動等により、人件費514万円を減額、また、今年度予定しておりました理事視察研修にあっては、台風災害等を考慮し、研修を中止したため、9節旅費及び14節自動車借上料合わせて189万5,000円を減額しております。

22・23ページお願ひいたします。徴税費になります。滞納整理課の分でございます。主に派遣をいたしている職員の人件費が減となっております。また、7節賃金では、6か月間の臨時職員の雇用を見込んでおりましたが、実質の雇用期間が3か月間であったため、不用額を減額するものです。

26・27ページお願ひいたします。民生費です。こちらは、介護保険費と障害福祉費になります。主に、職員の人事異動等による人件費をそれぞれ増額しております。

30・31ページお願ひいたします。4款1項保健衛生費では、業務課及び5つの斎苑に係る経費の補正になります。1目保健衛生総務費では、人事異動等の理由により業務課の人件費を増額しております。

32・33ページお願ひいたします。1目25節積立金では、公債費で減額となった分を、将来の公債費償還の財源の一部とするため、白石斎苑において120万円、柴田斎苑において

680万円を、また、あぶくま斎苑においては、契約執行残、燃料単価減に伴う減額分を将来の維持補修費の財源とするため、200万円をそれぞれ、財政調整基金に積立てするものでございます。

次に、2目環境衛生費では、白石斎苑、柴田斎苑について、光熱水費を増額しております。新しい斎苑にあっては、館内すべて電気による冷暖房設備であることから、柴田斎苑の上半期の実績等を考慮し増額としたものです。そのほかにつきましては、委託料及び工事の契約執行残をそれぞれ減額するものです。3目白石斎苑建替事業費にあっては、それぞれ執行残を減額するものです。

続いて、34・35ページお願ひいたします。4款2項清掃費では、ごみ処理施設及びし尿処理施設の補正となります。1目清掃総務費では、人事異動等により、仙南リサイクルセンターの人員費を増額しております。また、25節積立金では、仙南クリーンセンターに5,600万円を追加しております。これは、当センターにおける売電収入及びごみ処理手数料の増加となる分を積立てし、将来の公債費償還の財源の一部に充当しようとするものです。また、し尿処理費、角田においても、700万円の積立金を追加しております。これは、し尿処理施設の更なる延命化が図られるかどうか、再度精密機能検査を実施する計画があることから、その財源とするため、積立てするものです。

36・37ページお願ひいたします。2目じんかい処理費では、仙南クリーンセンター運営委託料397万3,000円を増額しております。ごみ処理量の增加分139万2,000円に加え、厚生労働省の勤労統計データが不正なものであったことから、運営委託料の算定となる人員費を再計算し、平成29年度の運営委託開始分まで遡及となるため増額するものでございます。

3目し尿処理費では、し尿処理施設、角田において、11節需用費では、薬品代、燃料単価の減などにより減額とし、さらに、15節の工事請負費においては、契約執行残などで減額しております。

38・39ページお願ひいたします。し尿処理施設、柴田では、沈砂移送ポンプの補修工事1件を増額しております。現在、2台あるポンプのうち、1台が故障していることから、早急な対応を図るため、増額しております。衛生費のそのほかの減額につきましては、主に入札や契約の残額の分でございます。

続いて、40・41ページお願ひいたします。消防費です。1目常備消防費の人員費にあっては、職員の人事異動や懲戒免職などの理由により、職員2名が減となったことから人員費分として、2,094万4,000円が減額となったものです。また、11節需用費では、消防車両の燃料費において燃料単価の値下げにより減額となっております。

次に、13節委託料及び42・43ページの14節使用料及び賃借料については、契約執行残であります。25節積立金では310万円を追加しております。人員費の減や契約執行残で生じた額を、台風の災害対応等に要した経費の財源として積立てするものです。27節公課費においては、消防車両の過積載に伴う重量税の追加と執行残の相殺により4万3,000円の減

額としております。

2目消防施設費では、工事請負費及び備品購入費において、契約執行残により減額しております。

続いて、44・45ページお願ひいたします。6款教育費になります。2目の事務局費では、職員の配置替えにより人件費が増額となったもので、この増額の財源といたしまして、市町負担金をお願いするものでございます。

続いて、48・49ページお願ひいたします。7款公債費になります。1目元金については、32万8,000円の増額、2目利子については、1,090万1,000円の減額となっております。これは、白石、柴田斎苑の建替事業に係る借入れについて、当初は市中銀行からの借入れ、借入利率1パーセントで予算を計上しておりましたが、実際の借入れについては、宮城県市町村振興協会から借入れができ、借入利率も0.003パーセントと低率であったことから、公債費利子に係る予算が大幅に減額となったものです。

ここで、4ページに戻っていただきたいと思います。第2表、債務負担行為補正でございます。3件の追加です。まず、衛生費においては、有料指定袋製造保管・配送委託料1件、消防費では、指令装置及び無線装置保守管理委託料、NET119緊急通報システム使用料の2件を追加するもので、3件とも、今年度中に契約行為など事前手続を行うため、記載のとおり期間及び限度額の設定を行うものです。

最後に、5ページお願ひいたします。第3表、地方債補正です。まず、1追加といたしまして、し尿処理施設延命化事業として、930万円を限度額として設定するとともに、2変更につきましては、消防施設整備事業における事業費確定に伴い、80万円を減額し、補正後の限度額を5,760万円とするものでございます。

以上が、一般会計補正予算第3号でございます。

続きまして、61ページお願ひいたします。第22号議案、仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号となります。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の補正を行おうとするもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、1万円を減額し、予算の総額を1億5,232万3,000円としたそうとするものでございます。

68・69ページお願ひいたします。1款事業収入において、友の会の会員数において、当初で見込んだ会員数から9名の減員が生じたことから、1万4,000円減額しております。

続いて、歳出の補正です。70・71ページをお願いいたします。

1目仙南芸術文化センター費では、主に、人件費において、職員の配置替えにより362万3,000円の追加となります。15節工事請負費、18節備品購入費において、入札執行残等の理由により310万8,000円が減額となり、1目全体で29万7,000円の追加となり、最後に予備費で調整を行ったものでございます。

以上が、仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号でございます。

以上で、組合一般会計補正予算、第3号、仙南芸術文化センター特別会計補正予算、第

2号に係る説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小川正人君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入れます。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小川正人君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第21号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第21号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第22号議案、令和元年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第22号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第245回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

令和元年12月26日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 小川正人

署名議員 管原研治

署名議員 丸山勝利